

名証自規第1512号  
平成21年11月6日

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畑柳昇

## 「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の制定について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等を制定し、平成21年11月9日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の制定は、先般施行された株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき、同機構によって事業再生に取り組む上場企業の出現が予想されることを踏まえ、同機構の支援を受ける会社が魅力ある投資対象として再生することを支援する観点から、過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに上場廃止とならないよう上場廃止基準における債務超過基準に特例を設けるなど、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等を制定するものです。

制定の概要は、下記のとおりです。

敬具

記

### I 制定概要

(備考)

#### 1. 市場第一部銘柄指定基準の特例

(1) 被支援会社の発行する株券が、(株)企業再生支援機構による支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、(株)企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うとき(市場第一部銘柄への指定を申請する場合に限ります。)は、最近1年間における利益の額が4億円以上であれば、利益の額に係る市場第一部銘柄指定基準に適合するものとします。

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項等

(2) 被支援会社の発行する株券が、(株)企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする

事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときは、最近1年間における利益の額が4億円以上であれば、利益の額に係る上場株券の市場第一部銘柄指定基準に適合するものとします。

## 2. 市場第二部銘柄への指定替え基準及び上場廃止基準等の特例

### (1) 債務超過に係る指定替え基準の特例

上場会社が債務超過の状態となった場合であっても、当該上場会社が株式会社企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1年以内（当該期間が株式会社企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限ります。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合で当取引所が適当と認めるときは、当該1年以内までに債務超過の状態でなくならなかつた場合に指定替えを行います。

### (2) 債務超過に係る上場廃止基準の特例

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかつたときであっても、当該上場会社が株式会社企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が株式会社企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限ります。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合で当取引所が適当と認めるときは、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかつた場合に上場を廃止するものとします。

会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項等

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第3条等

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第4条等

## II 施行日

平成21年11月9日から施行します。

以上